

2026.4.1

## 日本赤十字社の活動資金に対する税制上の優遇措置【法人】

### 1 特定公益増進法人に対する寄付金（受付期間：通年）

区分	措置の内容（関係根拠法令：法人税法第37条第4項）
法人税	特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。なお、特別損金算入限度額を超える金額は、一般の寄付金にかかる損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入することができます。

< 損金算入上限額の計算式 >

通常の寄付金の損金算入限度額①とあわせて、別枠で算出した限度額②が損金に算入されます。

①特別損金算入限度額

$$\left( \text{資本金} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

②一般の寄付金の損金算入限度額

$$\left( \text{資本金} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$$

参考例：資本金等の金額 2,000 万円 所得の金額 1,000 万円 事業月数 12 ヶ月の場合

①  $(2,000 \text{ 万円} \times 12/12 \times 3.75/1000 + 1,000 \text{ 万円} \times 6.25/100) \times 1/2 = 350,000 \text{ 円}$

②  $(2,000 \text{ 万円} \times 12/12 \times 2.5/1000 + 1,000 \text{ 万円} \times 2.5/100) \times 1/4 = 75,000 \text{ 円}$

損金算入上限額 (①+②) = **425,000 円**

### 2 指定寄付金（受付期間：毎年4月1日～9月30日）

募集金額の上限がありますのでご希望の場合は事前にご相談ください。

令和8年度の上限額は大阪府内の法人全体で **5,000 万円** です。※募集金額に達した場合は受付終了

区分	措置の内容（関係根拠法令：法人税法第37条第3項第2号）
法人税	財務大臣が指定した日本赤十字社の事業に対する寄付金で、「災害救護設備の整備・備蓄」「救急医療体制の整備」に用途を限定しています。 <b>損金算入限度額にかかわらず、全額を損金に算入することができます。</b>

#### 【注意事項】

- ・法人住民税等の地方税は控除の対象外となります。
- ・損金算入限度額の詳細は税務署や税理士に必ずご確認願います。
- ・原則、当支部への着金日を受領証の発行日とさせていただきます。  
 クレジットカード決済等の場合は翌月決済となりますのでご注意ください。

【担当】日本赤十字社大阪府支部 振興課 TEL：06-6943-0707（平日9：00～17：30）